

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月8日
【四半期会計期間】	第29期第1四半期(自平成24年2月1日至平成24年4月30日)
【会社名】	株式会社ACCESS
【英訳名】	ACCESS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 最高経営責任者(CEO) 室伏 伸哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号
【電話番号】	043 - 212 - 2111
【事務連絡者氏名】	管理グループ長 吉田 伸介
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番2号
【電話番号】	043 - 212 - 2111
【事務連絡者氏名】	管理グループ長 吉田 伸介
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第28期 第1四半期 連結累計期間	第29期 第1四半期 連結累計期間	第28期
会計期間	自平成23年2月1日 至平成23年4月30日	自平成24年2月1日 至平成24年4月30日	自平成23年2月1日 至平成24年1月31日
売上高 (千円)	2,874,562	3,124,401	13,781,648
経常利益(損失) (千円)	583,419	629,191	241,246
四半期(当期)純利益 (純損失) (千円)	1,021,549	1,637,094	4,315,905
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	888,446	637,291	2,034,702
純資産額 (千円)	31,900,272	31,124,606	30,704,508
総資産額 (千円)	38,329,263	35,870,463	36,002,219
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(純損失金額) (円)	2,605.86	4,176.05	11,009.40
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	81.6	85.7	83.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第28期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結累計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「当第1四半期連結累計期間 2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成24年2月1日～4月30日）の当社グループをとりまく環境としましては、日本経済は東日本大震災における復興需要の顕在化や自動車消費の回復など内需が堅調な動きを示したことにより、緩やかな回復に向かう動きが見られました。その一方で、世界経済は欧州債務危機収束に向けた動きが一部見られたものの、新興国や資源国についても経済成長率の鈍化が見られるなど、引き続き厳しい状況にあります。

このような環境の下、当社グループは次のような取り組みを展開いたしました。

ソフトウェア事業（国内）

国内における携帯電話端末につきましては、平成24年1月～3月累計の携帯電話端末の出荷台数が前年同期を上回るなど回復基調にあり、なかでも携帯電話端末出荷台数に占めるスマートフォンの比率が過半を超えるなどスマートフォン需要の急拡大が継続しております。一方、情報家電分野につきましては、平成24年1月～3月累計の薄型テレビの出荷台数が、平成23年7月にアナログ放送が停止されたことに伴う駆け込み需要の反動により、前年同期比で大きく減少しました。

このような状況の下、ソフトウェア事業（国内）の取り組みといたしましては、既存顧客への拡販に加え、新規顧客および新規事業モデルの開拓に注力いたしました。

ソフトウェア事業（国内） 連結売上高 14億64百万円（前年同期比 24.5%減）
ソフトウェア事業（国内） 連結営業利益 5億83百万円（前年同期比 26.5%増）

ソフトウェア事業（海外）

海外における携帯電話端末につきましては、平成24年1月～3月累計の携帯電話端末の出荷台数が前年同期比で減少しておりますが、スマートフォンの出荷台数は大きく増加しております。一方、デジタルテレビをはじめとした情報家電につきましては、先進国でのデジタルテレビの出荷台数が前年同期比で減少の見込みではありますが、新興国において情報家電市場の継続的な成長が見込まれるなど、総じて今後の緩やかな成長が見込まれております。

このような状況の下、海外向けの携帯電話端末関連の取り組みとしましては、新規市場および新規事業モデルの開拓に注力いたしました。

モバイルソフトウェア技術とクラウド技術を組み合わせたモバイル広告配信ソリューションを開発し、スマートフォン向け広告配信ビジネスの推進に向けて、インドネシア最大の総合通信事業者であるテレコムインドネシア・グループと協業を開始いたしました。

一方、情報家電向け取り組みといたしましては、クラウド連携に向けた製品の利便性の向上と拡販に注力いたしました。クラウド経由で配信された動画の複数機器でのストリーミング視聴を可能にする「NetFront[®] Living Connect 3.0」、および異なる機器間でデジタルコンテンツの容易な共有を可能にするDLNA準拠のアプリ「ACCESS[™] Media Pilot」を開発し提供いたしました。

ソフトウェア事業（海外） 連結売上高 6億32百万円（前年同期比 68.8%増）
ソフトウェア事業（海外） 連結営業利益 61百万円（前年同期比 - ）

ネットワークソフト事業

ネットワークソフト事業につきましては、当社米国子会社アイピー・インフュージョン・インクが開発しましたネットワーク機器向けの基盤ソフトウェア・プラットフォームである「ZebOS[®]」の開発および拡販を中核事業として推進しております。今後、インターネットに接続可能な端末が急激に増加していくことでネットワーク・トラフィックが爆発的に増加すると予測される中、負荷の増大が見込まれるデータセンターの効率化やクラウド化を支援するための最新のネットワークソリューションを引き続き展開してまいります。

サーバやストレージの仮想化が急速に進展する中、クラウド環境を前提とした柔軟なシステム構築を行う際のボトルネックとして顕在化してきたネットワークの仮想化と運用自動化を可能にする次世代クラウド基盤技術であるSDN（Software Defined Network）（1）の研究開発会社として、平成24年4月5日付で株式会社インター

ネットイニシアティブとの間で合弁会社「株式会社ストラトスフィア」を設立いたしました。

また、成長が著しいスマートグリッド市場向けには、スマートグリッドの中核機器であるスマートメータ（インテリジェント機能を備えたネットワーク対応型電力計）向けのIPv6対応センサーネットワークソリューション「NetFront[®] Smart Objects」についてグローバルでの営業・開発活動を継続しております。

（１）SDN（Software Defined Network）：ネットワーク構成を動的に設定するために、ネットワーク全体をソフトウェアで制御（定義）する、という次世代ネットワーク技術のコンセプト。

ネットワークソフト事業 連結売上高 7億48百万円（前年同期比 47.7%増）

ネットワークソフト事業 連結営業損失 2億57百万円（前年同期比 - ）

フロントエンド事業

フロントエンド事業につきましては、スマートフォンやタブレット端末の急速な市場浸透を踏まえ各種サービス事業者に対し、新たなサービスを実現する為のソリューションを提供しております。

とくに、国内および海外で成長が著しい電子書籍関連事業を注力分野に位置づけ、電子書籍向けのビューワからコンテンツ配信、広告配信システム、売上管理システム、本棚機能など、端末からサーバシステムまでを包括的にサポートする電子出版プラットフォーム「ACCESS[™] Digital Publishing Ecosystem」、およびEPUB3.0に準拠した電子書籍ビューワ「NetFront[®] BookReader v1.0 EPUB Edition」の営業・開発活動に取り組みました。

国内市場においては、株式会社講談社の「少年マガジン」の人気タイトル2作品「エリアの騎士」「BLOODY MONDAY（ブラッディ・マンデイ）」、および株式会社集英社の人気タイトル「シャーマンキング」の公式アプリに「ACCESS[™] Digital Publishing Ecosystem」を提供いたしました。

また、海外市場においては、健康科学関連の専門書を取り扱うブラジルの出版社Yendis Publishing Houseに同ソリューションを提供いたしました。

フロントエンド事業 連結売上高 2億78百万円（前年同期比 1818.7%増）

フロントエンド事業 連結営業利益 1億8百万円（前年同期比 - ）

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における連結業績は、売上高31億24百万円（前年同四半期比8.7%増）、経常利益6億29百万円（前第1四半期連結累計期間は経常損失5億83百万円）、四半期純利益16億37百万円（前第1四半期連結累計期間は四半期純損失10億21百万円）となりました。

（２）財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金、無形固定資産、投資有価証券等が増加したものの、売掛金、有形固定資産等が減少したことにより、前連結会計年度末に比べ1億31百万円減少して358億70百万円となりました。

負債は、未払金、買掛金、賞与引当金等が減少したことにより、前連結会計年度末に比べ5億51百万円減少して47億45百万円となりました。

純資産は、当期純利益が16億37百万円であったこと、為替換算調整勘定及び新株予約権が減少したことにより、前連結会計年度末に比べ4億20百万円増加して311億24百万円となりました。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、会社の支配に関する基本方針は以下に定めるとおりであります。

なお、買収防衛策については、当社は、平成22年3月15日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）の継続導入を決定致しました。本方針は、平成22年4月27日に開催の当社第26回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本方針の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ（http://jp.access-company.com/investors/library/ir_news/n100315_02.pdf）に掲載しております。

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会（産業・文化）を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念として、コンピュータの分野をはじめ、先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、一般消費者をはじめとするユーザの生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすべく日々事業活動を

行っております。

これまでのこうした活動により、当社は、日本国内はもとより海外においても多くの支持を受けることができ、主要な通信事業者やメーカーといった顧客に恵まれております。このような活動を継続し、さらに幅広い顧客に当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

そこで、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないように、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

2) 基本方針の実現に資する具体的な取組み

中期経営計画による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。このような考えに基づき、これまで当社では、将来的な製品・技術市場動向を的確に把握するよう努めつつ、中期経営計画を策定してその実現に邁進するとともに、さらに技術ポートフォリオを拡充すべく友好的に企業買収も行ってまいりました。当社は、これらの企業価値・株主共同の利益を支える要因の一つ一つを維持し、さらに強化していくように、これからも努めてまいります。

コーポレートガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社は、取締役及び監査役制度を中心としてコーポレートガバナンスの充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。また、企業の持続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めたすべてのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

3) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針の基本的な考え方

上記1)の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様に適切にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

本方針の内容

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることになりました。

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付行為がなされた場合の対応については、以下に定める通りであります。

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、(1)で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

4) 本方針についての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本方針が上記1)に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 本方針が基本方針に沿うものであること

当社は、本方針において以下の点を明記しており、本方針が上記1)の基本方針に沿って設計されたものであると考えております。

大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。

(2) 本方針が当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本方針は、上記1)に記載の基本方針の考え方ならびに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、平成20年6月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本方針が、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

(3) 本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本方針の根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられております。以上により、本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

また、本方針は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、4億55百万円であります。また、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動のセグメントごとの状況は、次のとおりであります。

ソフトウェア事業（国内）

今後HTML5やクラウド連携サービスといった先進Web技術に対応したブラウザへの需要が高まっていくことが見込まれる中、世界最小クラスのメモリ容量での安定動作やマルチプラットフォーム対応を実現する高性能・高機能なブラウザの開発を進めており、WebKitをベースとした組み込み機器向けブラウザである「NetFront[®] Browser NX」の研究開発に継続的に取り組んでおります。

ソフトウェア事業（国内） 連結研究開発費 1億56百万円

ソフトウェア事業（海外）

スマートフォンやタブレット端末と情報家電との連携が進む中、とくに欧州向けにHbbTV関連ソリューションやDLNA関連ソリューションの研究開発を行いました。

ソフトウェア事業（海外） 連結研究開発費 31百万円

ネットワークソフト事業

インターネットに接続可能な端末が急激に増加していくことで、ネットワーク・トラフィックの爆発的な増加が予測される中、負荷の増大が見込まれるネットワーク機器向けの基盤ソフトウェア開発を進めており、その最新版である「ZebOS[®] 7.10」の研究開発を行いました。また、サーバやストレージの仮想化が急速に進展する中、クラウド環境を前提とした柔軟なシステム構築を行う際のボトルネックとなるネットワーク仮想化と運用自動化を可能にする次世代クラウド基盤技術であるSDN（Software Defined Network）の研究開発を行いました。

ネットワークソフト事業 連結研究開発費 2億21百万円

フロントエンド事業

スマートフォンやタブレット端末の急速な市場浸透が進む中、各種サービス事業者向けに新たなサービスを実現する為のソリューションの研究開発を行っております。とくに、電子書籍関連の取り組みとして、端末からサーバシステムまでを包括的にサポートする電子出版プラットフォーム「ACCESS[™] Digital Publishing Ecosystem」、および電子書籍の標準化団体IDPFが公開している電子書籍フォーマットのEPUB規格に準拠した電子書籍ビューワ

「NetFront[®] BookReader v1.0 EPUB Edition」等の研究開発を行いました。

フロントエンド事業 連結研究開発費 45百万円

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの従業員数は145名減少し、657名となりました。その主な原因は全社的な人員削減によるものです。

当第1四半期連結会計期間末のセグメント別の従業員数は、次のとおりであります。

セグメントの名称	従業員数(人)
ソフトウェア事業(国内)	136
ソフトウェア事業(海外)	185
ネットワークソフト事業	222
フロントエンド事業	38
全社(共通)	76
合計	657

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であります。

2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	915,000
計	915,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月8日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	392,031	392,031	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元 株制度は採 用しており ません。
計	392,031	392,031	-	-

(注)平成24年6月1日から、この四半期報告書提出日までの旧商法第280条ノ20、旧商法第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株引受権及び新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により発行された株式数は提出日現在の発行数には含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年2月1日 ~平成24年4月30日	-	392,031	-	31,391,499	-	31,098

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年1月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 392,020	392,020	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	392,031	-	-
総株主の議決権	-	392,020	-

【自己株式等】

平成24年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ACCESS	東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号	11	-	11	0.00
計	-	11	-	11	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,768,945	23,672,403
受取手形及び売掛金	4,836,422	3,315,372
有価証券	1,251,296	853,648
仕掛品	98,042	105,438
繰延税金資産	185,686	134,864
その他	809,061	648,880
貸倒引当金	232,265	287,613
流動資産合計	28,717,189	28,442,995
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,493,527	3,560,603
減価償却累計額	831,552	909,039
建物及び構築物(純額)	2,661,974	2,651,563
土地	1,603,905	1,603,905
その他	1,853,468	1,862,629
減価償却累計額	1,529,591	1,559,731
その他(純額)	323,876	302,897
有形固定資産合計	4,589,756	4,558,366
無形固定資産		
その他	295,542	305,687
無形固定資産合計	295,542	305,687
投資その他の資産		
投資有価証券	16,749	159,775
長期性定期預金	2,000,000	2,000,000
繰延税金資産	221,279	233,997
その他	167,071	169,641
貸倒引当金	5,369	-
投資その他の資産合計	2,399,732	2,563,414
固定資産合計	7,285,030	7,427,468
資産合計	36,002,219	35,870,463

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	365,769	319,980
未払法人税等	394,176	419,096
賞与引当金	283,526	218,993
受注損失引当金	28,650	10,129
その他	2,537,712	2,118,878
流動負債合計	3,609,835	3,087,078
固定負債		
長期借入金	1,534,000	1,471,000
繰延税金負債	2,182	2,182
退職給付引当金	97,685	104,083
その他	54,008	81,512
固定負債合計	1,687,876	1,658,778
負債合計	5,297,711	4,745,856
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,391,499	31,391,499
資本剰余金	8,431,093	8,431,093
利益剰余金	7,509,388	5,872,294
自己株式	8,724	8,724
株主資本合計	32,304,481	33,941,575
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,324	7,457
為替換算調整勘定	2,180,247	3,180,916
その他の包括利益累計額合計	2,188,572	3,188,374
新株予約権	588,599	371,406
純資産合計	30,704,508	31,124,606
負債純資産合計	36,002,219	35,870,463

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 2 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 2 月 1 日 至 平成24年 4 月30日)
売上高	2,874,562	3,124,401
売上原価	1,252,376	1,014,139
売上総利益	1,622,186	2,110,262
返品調整引当金繰入額	13,564	-
返品調整引当金戻入額	55,931	-
差引売上総利益	1,664,553	2,110,262
販売費及び一般管理費	2,372,332	1,607,621
営業利益又は営業損失 ()	707,778	502,640
営業外収益		
受取利息	19,327	16,535
還付消費税等	-	36,177
為替差益	59,371	30,043
持分法による投資利益	16,987	34,655
その他	51,207	16,542
営業外収益合計	146,894	133,954
営業外費用		
支払利息	8,296	7,304
納品遅延損害金	9,172	-
その他	5,066	99
営業外費用合計	22,534	7,404
経常利益又は経常損失 ()	583,419	629,191
特別利益		
前期損益修正益	159,299	-
貸倒引当金戻入額	1,373	-
固定資産売却益	3,042	152
関係会社株式売却益	-	1,211,590
その他	-	55,566
特別利益合計	163,715	1,267,309
特別損失		
固定資産除却損	329	4,799
特別退職金	586,404	126,254
投資有価証券評価損	137,041	-
その他	15,440	423
特別損失合計	739,215	131,477
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ()	1,158,918	1,765,023
法人税、住民税及び事業税	10,020	76,788
法人税等調整額	147,389	51,140
法人税等合計	137,369	127,929
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失 ()	1,021,549	1,637,094
四半期純利益又は四半期純損失 ()	1,021,549	1,637,094

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	1,021,549	1,637,094
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,970	866
為替換算調整勘定	124,132	1,000,669
その他の包括利益合計	133,103	999,802
四半期包括利益	888,446	637,291
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	888,446	637,291
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日至平成24年4月30日)
<p>(1) 連結の範囲の重要な変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であったアイピー・インフュージョン(南京)社は保有株式の売却により子会社でなくなったため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>なお、変更後の連結子会社の数は12社であります。</p> <p>(2) 持分法適用の範囲の重要な変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、次世代クラウド環境に最適なプラットフォームの構築を目的として、株式会社インターネットイニシアティブとの合併会社「株式会社ストラトスフィア」を設立し関連会社となったため、持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>なお、変更後の持分法適用関連会社の数は2社であります。</p>

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日至平成24年4月30日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日)
減価償却費	177,816千円	129,120千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年2月1日至平成24年4月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	ソフト ウェア事業 (国内)	ソフト ウェア事業 (海外)	ネット ワーク ソフト事業	フロント エンド事業	メディア サービス 事業			
売上高 外部顧客への 売上高	1,939,566	374,762	506,920	14,502	38,810	2,874,562	-	2,874,562
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	64,435	97,278	10,778	588	-	173,081	173,081	-
計	2,004,001	472,040	517,699	15,091	38,810	3,047,643	173,081	2,874,562
セグメント利益 又は損失()	461,553	644,593	247,718	209,864	134,746	775,369	67,590	707,778

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額67,590千円はセグメント間取引消去であります。
2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年2月1日至平成24年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書 計上額 (注)2
	ソフト ウェア事業 (国内)	ソフト ウェア事業 (海外)	ネットワーク ソフト事業	フロント エンド事業			
売上高 外部顧客への 売上高	1,464,908	632,696	748,531	278,264	3,124,401	-	3,124,401
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	3,987	13,833	-	4,059	21,879	21,879	-
計	1,468,896	646,529	748,531	282,324	3,146,281	21,879	3,124,401
セグメント利益 又は損失()	583,789	61,808	257,343	108,778	497,032	5,607	502,640

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額5,607千円はセグメント間取引消去であります。
2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメント「メディアサービス事業」を廃止しております。これは、平成24年1月31日にメディアサービス事業の会社分割を実施し、同事業から撤退したことによるものであります。

これにより、当第1四半期連結会計期間より「ソフトウェア事業(国内)」、「ソフトウェア事業(海外)」、「ネットワークソフト事業」、「フロントエンド事業」の4つを報告セグメントとしております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	2,605円86銭	4,176円5銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	1,021,549	1,637,094
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	1,021,549	1,637,094
普通株式の期中平均株式数(株)	392,020	392,020
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1) 株式給付信託(J-ESOP)の導入について

当社は、平成24年5月31日開催の当社取締役会において、当社従業員に対して自社の株式を給付し、株主の皆様と経済的な効果を共有させることにより、従業員の株価及び業績向上への意欲や士気を高め、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入することにつき決議いたしました。

1. 導入の背景

当社では、従業員のインセンティブ・プランの一環として、米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP(Employee Stock Ownership Plan)について検討してまいりましたが、平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、今般、従業員に自社の株式を給付し、その価値を処遇に反映する報酬制度である「本制度」を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が受給権を取得した場合に当社株式または金銭を給付する仕組みです。

当社では、従業員に会社業績の達成度及び各人の成果に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した従業員に対し、当該付与ポイントに相当する当社株式または金銭を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

3. 本信託契約の概要及び日程

(1) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託

(2) 委託者 : 当社

(3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行は再信託受託者となります。

(4) 受益者 : 株式給付規程に基づき給付を受ける権利を取得した者

(5) 本信託契約の締結日 : 平成24年6月15日(予定)

(6) 金銭を信託する日 : 平成24年6月15日(予定)

(7) 制度開始日 : 平成24年7月1日(予定)

4. 本信託契約に基づいて当初信託する金額(予定)

396,000,000円

5. 株式の取得方法

取引所市場より当社株式を取得する予定です。

2) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行について

当社は、平成24年5月31日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当

社取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

取締役の報酬につき、当社株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高め、株主重視の経営意識を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）について、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社A C C E S S 第1回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く） 4名 1,600個

(3) 新株予約権の総数

1,600個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年6月19日から平成54年6月18日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社又は日本の銀行の営業日でない場合には、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合はこれらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）には、当社は、取締役会が別途定める日に、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として新株予約権を取得することができる。

(10) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（4）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得た金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（7）に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（9）に準じて決定する。

(11) 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失した場合に限り行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の割当日翌日から、新株予約権者が新株予約権を行使する日までの間に、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（当社普通株式の上場市場が変更された場合は、変更後の市場）における当社普通株式の普通取引終値（新株予約権の割当日以降に株式分割又は株式併合が行われた場合は、調整後の価格）が、新株予約権の割当日における当社普通株式の同市場における普通取引終値の130%に相当する額を一度でも上回っている場合に限り新株予約権を行使することができる。

上記に加え、新株予約権者と当社との間で締結する割当契約において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（ただし、10日目が当社又は日本の銀行の営業日でない場合には、その前営業日を最終日とする）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる旨の行使制限を定める予定です。

(12) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。また、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、新株予約権の引受けを条件に割当対象者に付与される当社に対する報酬債権をもって相殺するものとする。

- (13) 新株予約権の割当日
平成24年6月18日
- (14) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
払込みの期日は平成24年6月18日とする。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年6月8日

株式会社ACCESS
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 純司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井指 亮一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貝塚 真聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ACCESSの平成24年2月1日から平成25年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ACCESS及び連結子会社の平成24年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。